

令和5年度「健康サポート薬局」研修会

健康サポート薬局研修会 A「健康サポートのための多職種連携研修」

開催要項

平成28年に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、同薬局の届出が平成28年10月1日から開始された。健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）のあり方に関する検討会」を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示ができ、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されている。健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められている。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催する。

- 本研修会は、健康サポート薬局研修修了証の更新手続きに必要な研修会と併催とする。
健康サポート研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講する必要がある。（研修会B及びeラーニングの再受講は更新要件ではないが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、再受講することが望ましい）
※研修会Aについては更新対象者を優先とする。
- 研修会A参加者
勤務薬局において連携が想定される地域の医療・保険・健康・介護・福祉等の連絡先などを調べ、当日研修会内のグループ討議の際に情報提供を出来るように準備する。なお、この事前調査に関する提出および書式はない。

1. 主催 一般社団法人長野県薬剤師会
2. 共催 公益社団法人日本薬剤師会
3. 後援 長野県（予定）

4. 受講要件

【更新受講の方】⇒別添「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ～研修修了証の更新手続きについて～を確認。
令和8年(2026年)1月20日までに研修修了証の有効期限を迎える方

【新規受講の方】⇒別添「健康サポート薬局研修受講ガイド」を確認。

※研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となつてからの申請となる。

5. 日時・開催場所

- ・日時 令和6年1月21日（日）13:00～17:30（予定） ※受付 12:30～
- ・場所 信州大学医学部旭総合研究棟 9階講義室 AB
〒390-0802 松本市旭 3-1-1
※公共交通機関のご利用をお願いします。

6. 受講料 6,000円（ただし、本会会員は2,500円）

7. 定員 150名（予定）

- *原則、申込順での受付とするが、更新対象者を優先することとする。
- *研修修了証の発行には薬剤師として薬局での5年の実務経験が必要であることから、既に薬局での5年の実務経験、健康サポート薬局としての体制整備進捗状況等を考慮し調整する場合がある。
- *受講決定の連絡は、申込者あてメールで行う。

8. 申込方法 専用申込みフォームから申込み。（本会ホームページに掲載）

9. 申込期間 **【更新対象者】 令和5年11月10日(金) 9時 ～ 11月20日(月) 17時まで**
【新規受講者】 令和5年11月24日(金) 9時 ～ 12月4日(月) 17時まで
※先着順・定員になり次第締切

10. 受講証明書の交付

研修会終了後、所定のレポート提出後に受講証明書を交付する。

研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付しない。

11. その他

- ・ 詳細については、受講者に別途案内する。
- ・ 申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はしない。
- ・ 本研修会は日本薬剤師研修センター研修認定単位の対象外。

12. お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当：保険医療課 桐山・藤澤

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL 0263-34-5511／ FAX 0263-34-0075／ e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【研修修了証について】（平成28年4月26日 日薬業発第51号「健康サポート薬局に係る研修について（その3）」より）

健康サポート薬局の届出では、「有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証」が届出添付書類とされている。

以下のアイに該当する方が、「健康サポート薬局研修会 A・B」「知識習得型研修(e-ラーニング)」の受講終了後、別途申請(全ての受講証明書(3通)及び必要書類を提出)を行うと「研修修了証」が発行される。(提出先:日本薬剤師研修センター)

ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者

イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

※修了証発行には別途費用がかかる。具体的な申請方法や金額については日本薬剤師研修センターホームページ参照。

※研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となつてからの申請となる。

※厚生労働省が示す要綱に則り、研修修了証は、発行から6年間を有効期限とし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長するものとする。なお、要綱に「一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた健康サポート薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えない」とあり、「A」の研修会がそれに該当する。